

文化財分科会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 第 21 期文化審議会文化財分科会における答申状況

第 21 期文化審議会文化財分科会（令和 3 年 4 月～）は、文化財保護法の規定による審議事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、地域計画・文化財保存活用計画の認定等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり 2,542 件の答申を得た。

指定・選定等	1 3 2 件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 <small>きりしまじんぐうほんでん へいでん はいでん</small> ・霧島神宮本殿・幣殿・拝殿 等	1 8 件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 <small>けんぼんちゃくしよくかす がつ こんげんげんきえ え</small> ・絹本著色春日権現験記絵 等	2 3 件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 <small>りゅうきゅうぶ よう たちかた みやぎ ゆきこ</small> ・琉球舞踊立方宮城幸子 等	5 件
重要有形民俗文化財の指定 <small>よしだぐち ふ じ さん しん こう よう ぐ</small> ・吉田口の富士山信仰用具	1 件
重要無形民俗文化財の指定等 <small>はちおうじくるまにんぎょう にしかわ こりゅうざ</small> ・八王子車人形西川古柳座 等	4 件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定等 <small>きゅうしん ばしてい しゃじょう あとおよ たかなわ ちくてい あと</small> ・旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡	6 6 件
重要文化的景観の選定 <small>にしきが わかり ゆういき きんたいきょう いわくに じょうか まち ぶんかて きけい かん</small> ・錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観 等	3 件

重要伝統的建造物群保存地区の選定 はつ かい ち し み や じ ま ち ち ょう で ん とう て き け ん ぞ う ぶ つ ぐ ん ほ ぞ ん ち く ・ 廿日市市 宮島町 伝統的 建造物群 保存 地区 等	3 件
選定保存技術の選定及び保持者等の認定・解除 ひ ょう ぐ よ う も く せ い じ く し ゅ せ い さ く は な わ し げ み ・ 表具用 木製軸首 製作 花輪 滋 實 等	9 件
登録・記録選択等	4 3 5 件
登録有形文化財（建造物）の登録 ね む ろ く な し り か ん か い て い で ん し ん せ ん り く あ げ し せ つ ・ 根室 国後間 海底 電信 線 陸揚 施設 等	4 0 1 件
登録有形文化財（建造物）の抹消 ま る は ち つ げ ほ ん て ん て ん ほ け ん し ゅ お く ・ 丸八 やたら 漬 本店 店舗兼 主屋 等	2 4 件
登録有形民俗文化財の登録 な な お よ め の れ ん ・ 七尾 の 嫁 暖簾 等	2 件
登録無形文化財の登録及び保持団体の認定 ※ で ん とう て き さ け つ く ・ 伝統的 酒造 り 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会 等	2 件
登録無形民俗文化財の登録 ※ さ ん ぎ し ょ う ゆ じ ょ う ぞ う ぎ じ ゅ つ ・ 讃岐 の 醤油 醸造 技術 等	2 件
登録記念物の登録 し ょ う じ ゅ か ん て い え ん ・ 松樹館 庭園 等	3 件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 お お し ば た な ば た う ま せ い さ く ぎ じ ゅ つ ・ 大芝 の 七夕 馬 製作 技術 等	1 件
※令和3年度法改正により新設	
現状変更等	1, 9 1 1 件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	8 件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	4 件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の現状変更の許可	1, 8 9 2 件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	6 件
重要美術品の認定の取消し	1 件

文化財保存活用地域計画・重要文化財保存活用計画等	64件
文化財保存活用地域計画の認定	35件
重要文化財（建造物）の保存活用計画の認定	8件
重要文化財（美術工芸品）の保存活用計画の認定	3件
史跡名勝天然記念物の保存活用計画の認定	13件
登録有形文化財（建造物）保存活用計画の認定	5件

○令和3年8月23日に文部科学大臣から、文化財の保存に係る課題に関して、文化審議会に審議要請があった。

（審議要請の概要）

文部科学省は文化財の修理技術者、用具や原材料の確保・支援等のための5か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」の策定・実施に向けた具体的な検討に着手。本件は、制度的な措置を含めた対応策の検討等が必要であり、また平成29年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあるため、改めて審議要請をするもの。

<主な検討事項>

- ①文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保支援の在り方
- ②文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
- ③その他持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進、埋蔵文化財の制度の検討）

○これを踏まえ、文化財分科会に企画調査会を設け、令和3年10月に審議を開始し、自治体、実務者等のヒアリングを含めこれまでに6回審議を行っている。なお、「文化財の匠プロジェクト」については、企画調査会での議論を踏まえ、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4年度～令和8年度）として、令和3年12月24日に大臣決定された。

○また、重要な埋蔵文化財を保護するための方策については、令和3年11月26日より第三専門調査会で審議を開始している。以降、第三専門調査会の中でコアメンバー会議を設置し審議しており、実務者からのヒアリングも実施した。今後、議論のとりまとめを行っていく予定。

○令和3年の文化財保護法の改正により無形の文化財について登録制度が創設され、文化財の保存・活用を推進している。

令和3年9月30日、讃岐の醤油醸造技術及び土佐節の製造技術が登録無形民俗文化財として、初めて登録された。

令和3年12月2日、登録無形文化財として書道及び伝統的酒造りが、初めて登録された。

2. 今後の課題

○来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

○企画調査会では、今後、令和4年5月頃を目途に中間的な整理を行い、同年末までに成案を得る予定。

○国宝（建造物）の指定

きりしまじんぐうほんでん へいでん はいでん
霧島神宮本殿・幣殿・拝殿 1棟

【所有者】

きりしまじんじゃ
 宗教法人 霧島神社（鹿児島県霧島市）

霧島山の中腹に鎮座する。天照大神あまてらすおおみかみの神勅を受けて高千穂峰たかちほのみねに天降ったとする瓊瓊杵尊にぎのみことを主祭神とし、現在の社殿は正徳5年（1715）に島津吉貴しまづよしたかによって復興されたものである。境内は、勅使殿ちよくしでんから登廊下を介し、拝殿、幣殿を経て、最も高い位置に本殿を構える。とくに拝殿から本殿へは、急勾配の階段で段差をつけて高低差を表現する躍動感あふれた構成をもつ。規模の大きな本殿をはじめ、いずれの建物も質がよく、要所まるぼりを丸彫彫刻や絵画で装飾し、極彩色、漆塗、朱塗で仕上げる豪華な仕様であり、近世に発達した建築装飾意匠の集大成の一つである。

東アジア圏に分布し、我が国では南九州に伝わる龍柱の代表的な事例であり、文化史的な意義も深い。



○国宝（美術工芸品）の指定

しほんきんじちやくしよくからじしず
紙本金地著色 唐獅子図

【所有者】

国（宮内庁三の丸尚蔵館保管）

金雲たなびく山間を2頭の唐獅子が悠然と歩く様子を力強い筆致と明快な彩色で描く。その豪放な筆致、量感豊かな形態把握から、様式的にも狩野永徳（1543～90）の筆であることは疑いない。その気宇の壮大さと、明るく開放的な作行きは圧巻のひとことに尽き、我が国の絵画史上で突出した存在感を示している。織田信長や豊臣秀吉を飾るにふさわしい絵画様式が形成される中心に位置した狩野永徳の代表作であることはもとより、その時期の文化を代表する優品として極めて高く評価されるものである。



○登録無形文化財の登録及び保持団体の認定

でんとうきさけづく 伝統的 酒造り

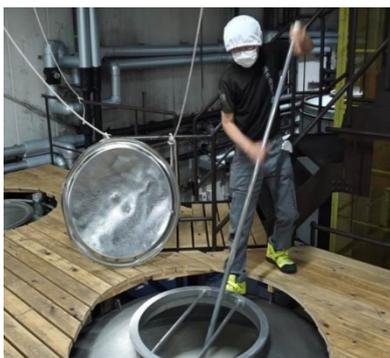
【保持団体】

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会

酒は『古事記』などに登場し、古くから日本に根差してきた食文化のひとつである。伝統的酒造りは、近代科学が成立・普及する以前から造り手の経験の蓄積によって築き上げられてきた手作業のわざを指す。明治以降、酒の生産では機械化及び大規模化が進行してきたものの、伝統的に培われてきた手作業による生産は今日まで受け継がれており、日本酒、焼酎、泡盛及びみりんの酒造りに活かされてきた。

わざの歴史的な姿は、まず奈良時代の『播磨国風土記』におけるカビを用いて酒を醸したとの記述に登場する。室町時代には我が国特有のバラこうじを用いた製法が確立し、焼酎・泡盛の蒸留酒も登場する。江戸時代になると冬季生産に特化した「寒造り」が定着するなど製法の洗練が進み、昭和中期には精米歩合の向上に対応した水分調整のわざが加わることで、日本酒等のさらなる発展が遂げられた。

わざの中心は、並行複発酵と呼ばれる発酵法を高度に調整することで目的とする酒質を作り出すことにあり、その実現のために行われる原料の水分調整、こうじ造り、及びもろみ管理がわざの主要な内容となる。担い手は歴史的に培われてきたこの巧緻なわざを用いることによって、酒生産において味や香り等に関する多様な表現を行っている。



<文化審議会に対する文部科学大臣の審議要請（令和3年8月23日）>

文化審議会の委員の皆様におかれましては、日頃より文化行政について精力的に審議いただいております。深く感謝申し上げます。

これまで、文化審議会では、平成29年の諮問を受け、同年末に第一次答申をまとめていただきました。これに基づき、平成30年には、文化財の保存活用のための地域計画を法制化するなどの制度改正がなされ、来年度には地域計画の総策定件数が100件を超える見込みであるなど、地域における文化財保存活用の動きが活性化してきています。

また、昨年から本年にかけて開催いただいた企画調査会の報告書を踏まえて、先般、文化財保護法が改正され、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度が設けられるとともに、地方登録制度が法制化されるなど、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備されてきました。

一方で、特に建造物や美術工芸品などの有形文化財は、経年劣化が避けられず、文化財を後世に確実に継承していくためには、定期的に修復工事を行うなど適切に保存を図ることが重要ですが、修理技術者の高齢化や後継者不足により、その要となる文化財保存技術の多くが断絶の危機を迎えています。

加えて、文化財の修理や芸能・工芸技術といった無形文化財の「わざ」の継承のためには、天然素材から作られる原材料や特別な用具が不可欠ですが、修理技術者同様、生産者の減少等により、入手困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保及び支援、適切な周期での文化財修理のための5か年計画（令和4～8年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところです。

この具体化に当たっては、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、また、本件については、平成29年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあることから、改めて審議を再開していただきたく、審議要請をするものです。

今後の審議においては、特に、3つの観点から検討をいただきたいと考えています。

まず、文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方についてです。担い手の確保や後継者の養成の在り方等に関して、大学や地方自治体等との連携を含め、その支援の方策等について、御審議いただきたいと考えています。

第二に、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策についてです。文化財の保存に必要な用具や原材料等の需給状況や流通状況等を分析するとともに、これらの分析を踏まえた安定確保のための制度的対応など、用具や原材料等の確保の方策について御審議いただきたいと考えています。

第三に、その他持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応についてです。特に有形文化財の適切な保存のためには、適正な周期での修理が欠かせませんが、文化財修理など保存のための取組と活用との好循環を推進する支援の在り方や、寄附を含め多様な資金調達を促進する仕組みの検討について御審議いただきたいと考えています。また、埋蔵文化財制度に関しても、検討をお願いします。埋蔵文化財の制度は、昭和50年に現在の制度が整えられ、その後、平成13年に地方分権の観点から国の権限を都道府県等へ移譲する対応を行ったところです。その後の埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について、検討をお願いしたいと思います。

以上が、今回の審議要請の趣旨・内容となります。

積極的な御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年8月23日

文部科学大臣 萩生田 光一

文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- 大野 敏 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
- 川野邊 渉 東京文化財研究所客員研究員
- 小林 真理 東京大学大学院人文社会系研究科教授
- 近藤 都代子 東京藝術大学美術学部非常勤講師
- ◎ 根立 研介 京都大学大学院文学研究科教授
- 野川 美穂子 東京藝術大学音楽学部非常勤講師
- 山本 記子 国宝修理装演師連盟理事長

◎会長, ○会長代理